

## むさしのコア投資ファンド (安定型) (愛称：むさしのラップ・ファンド)

### 過去5回分の分配金実績（1万口当たり、税引前）

設定来累計	20	円
2024/7/10	0	円
2023/7/10	0	円
2022/7/11	0	円
2021/7/12	20	円
2020/7/10	0	円

※運用状況によって分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

# むさしのコア投資ファンド(安定型/成長型)(愛称:むさしのラップ・ファンド)

## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。  
したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆様に帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、商品(コモディティ)の価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、資産等の選定・配分に係るリスク、ヘッジファンドの運用手法に係るリスク、仕組み債券に係るリスク、ブローカーの信用リスク、有価証券の貸付等に係るリスク、ESGの投資リスク

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 《その他の留意点》

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ご購入の際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金 申込受付不可日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ニューヨークの銀行休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日　・ロンドンの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取り消しを行うことがあります。
信託期間	無期限(2016年9月30日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用

### 《投資者が直接的に負担する費用》

#### ■購入時手数料

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### ■信託財産留保額

ありません。

### 《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

#### ■運用管理費用(信託報酬)

実質的な負担: 純資産総額に対して年率1.58209%～1.89790%程度(税抜1.43827%～1.74472%程度)

この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況等により変動します。なお、投資対象ファンドにより別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。

ファンド: 純資産総額に対して年率1.386%(税抜1.26%)を乗じて得た額とします。

信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

投資対象とする投資信託証券: 純資産総額に対して年率0.19609%～0.51190%程度(税抜0.17827%～0.48472%程度)

投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価

#### ■その他の費用・手数料

有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用、投資対象ファンドの売買に伴う信託財産留保額等はその都度、監査費用、ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用等は日々、ファンドが負担します(投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

## 販売会社

商号等		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			

- お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、販売会社へお申し出ください。
- 販売会社は今後変更となる場合があります。

## 【ご留意事項】

- 当資料はちばぎんアセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。



商号等

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第443号

加入協会

一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会